

6. 悪臭

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律は、悪臭の原因となる悪臭物質を定め、それらの悪臭物質の排出を規制するため、都道府県知事が規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合しない悪臭物質を排出している工場・事業所に対しては、改善勧告、改善命令を行い、是正させることができることになっています。なお、平成 24 年度から市が規制地域を指定しています。

西条市では、昭和 49 年 5 月 1 日に規制地域、規制物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）及び規制基準が定められました。さらに、昭和 54 年 1 月 1 日に二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が、平成 4 年 4 月 1 日に 4 つの低級脂肪酸（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が、平成 7 年 5 月 1 日にプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質がそれぞれ規制物質に加えられました。

特定悪臭物質のにおい

物 質 名	に お い	指定年度
アンモニア	し尿のようなにおい	昭和 49 年
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	昭和 54 年
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	
スチレン	都市ガスのようなにおい	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	平成 4 年
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のおい	
イソ吉草酸	むれた靴下のおい	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	平成 7 年
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	

敷地境界の地表における規制基準

地域 物質名	A 区域 (ppm)	B 区域 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.005	0.02
二硫化メチル	0.009	0.03
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

令和 5 年度は悪臭物質濃度測定を 1 地点で実施しました。

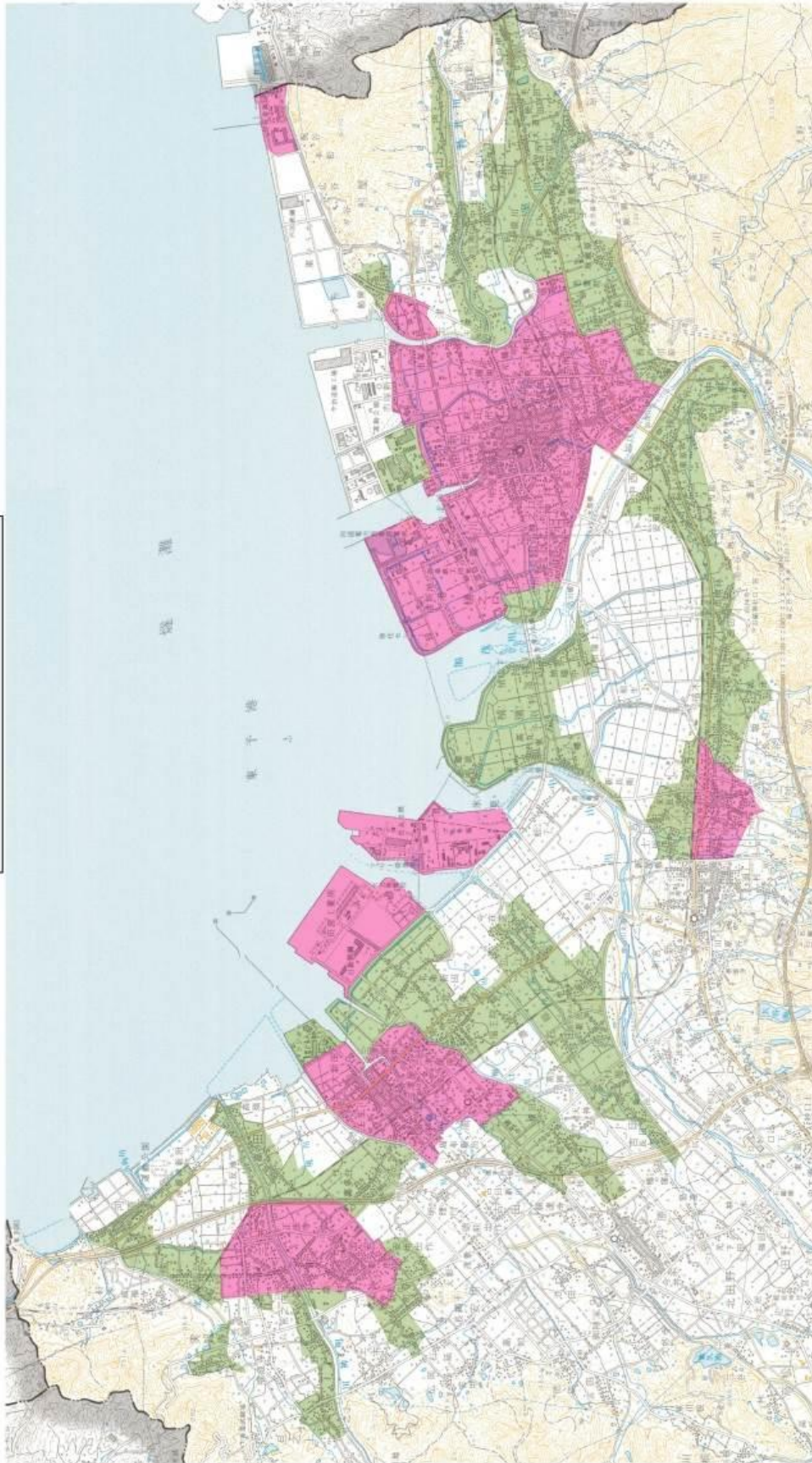
測定結果は、規制基準を満たしています。

悪臭物質濃度測定結果

(単位 : ppm)

測定場所	測定年月日	アンモニア	硫化水素	メチルメル カプタン
西条 浄化センター	令和 5 年 7 月 26 日	N.D <0.1	N.D <0.002	N.D <0.0002

悪臭規制区域図



A区域
B区域